

龍田小学校いじめ防止基本方針

太子町立龍田小学校

1 基本方針作成の趣旨

本校は教育目標を、「ふるさとを愛し、未来への道を切り拓く、こころ豊かな児童の育成」とし、「夢」や「志」を抱き、心身ともに健康で、自主性と自律性・社会性を身に付けた児童を育てることをめざしている。

そのために、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「龍田小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの基本認識

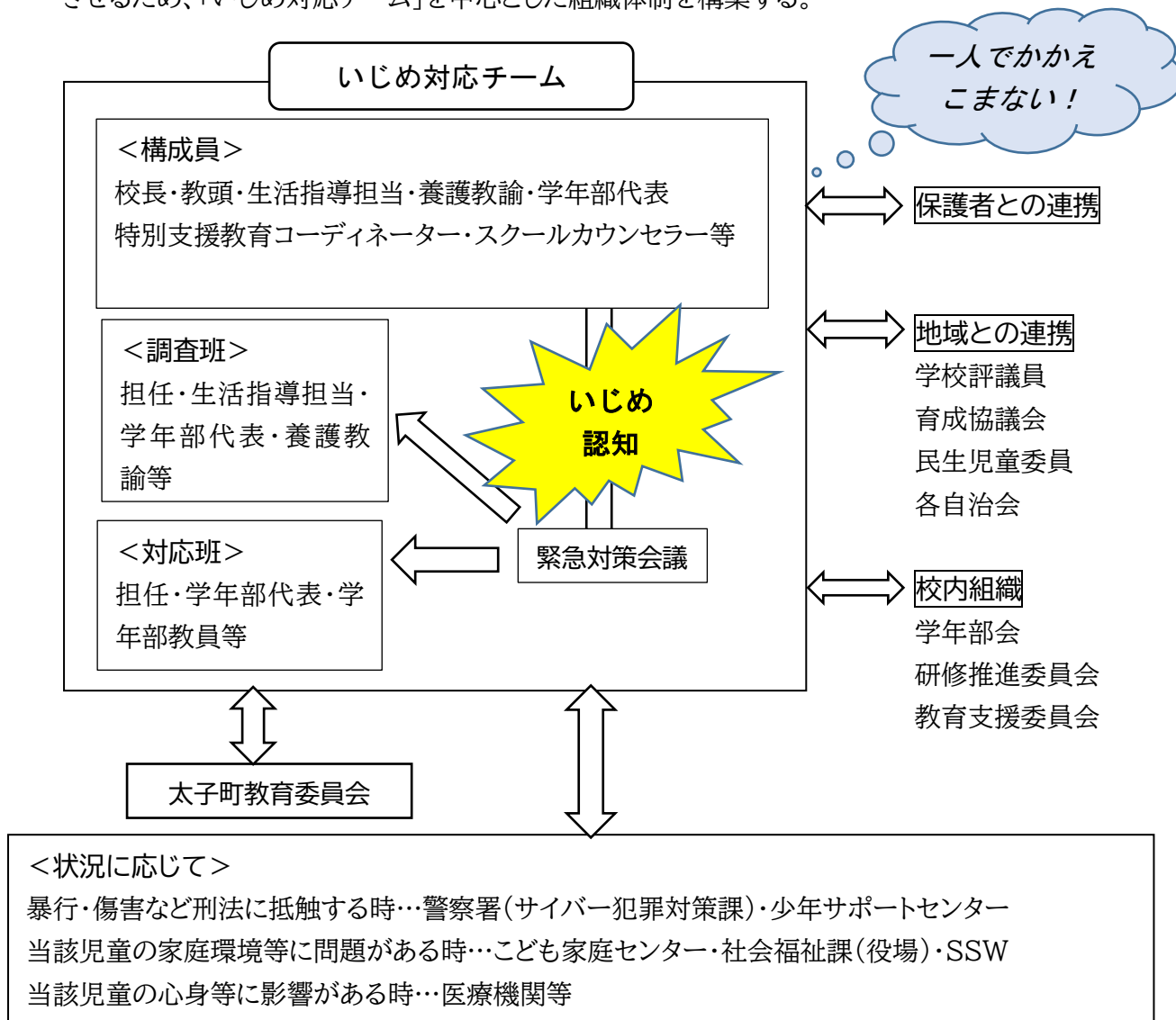
「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者による日常の教育相談体制、生徒指導体制などの構築を充実させるため、「いじめ対応チーム」を中心とした組織体制を構築する。



いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい。そこで、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず早期発見を行うために「いじめ対応チェックリスト」を活用するとともに、学期に1回「いじめアンケート」を実施していじめの現状把握に努める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を定める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

【いじめ解消の要件】

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4)特に配慮を要する児童への対応

学校として、以下に挙げるような配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

5 重大事態への対応

(1)重大事態とは

①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより、児童が一定の期間(30日以上)、連続して学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(2)重大事態発生時の対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに太子町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によって、太子町教育委員会が調査の主体となる場合、太子町教育委員会が実施する調査に協力する。